

寒川町庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第14号

寒川町庁舎管理規則の一部を改正する規則

寒川町庁舎管理規則（昭和48年寒川町規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、消防庁舎」を削る。

別表庁舎の項庁舎管理者の欄中「財産管理課長」を「総務課長」に改め、同表消防庁舎の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。